様式第1

番　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和 年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金

交付申請書

　再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付規程（低炭素機構・再保(２３－１２)第００２号。以下「交付規程」という。）第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

　なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付要綱（２０２２０７０７財資第１号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1．補助事業の名称

2．補助事業の目的及び内容

3．補助事業の実施計画

4．補助金交付申請額 　　　　　　　　 円

（内訳）

補助対象経費（保険料）　　　　　円　×　補助率（２／３）＝　　　　　　円

5．補助事業の開始及び完了予定日

（注）この申請書には、以下の書面を添付すること。

(1) 保険証券（写）又は契約内容を証明する書類等。なお、FIT特定卸供給、FIT小売買取による調達電力、卸電力市場、それぞれの電気の（予定）調達量及びその保険料が記載されたもの

(2) 申請者の役員等名簿（別紙1）

(3) その他GIOが指示する書面

（別紙１）

役員名簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名カナ | 氏名漢字 | 生年月日 | | | | 性別 | 会社名 | 役職名 |
| 和暦 | 年 | 月 | 日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）

　役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。

　また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

様式第２

番　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

申請者 名　　　称

代表者名等　　　　　　　殿

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長

令和　年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金

交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（申請番号）をもって申請のありました令和 年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金については、再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付規程（低炭素機構・再保(２３－１２)第００２号。以下「交付規程」という。）第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1． 補助金の交付の対象となる事業の内容は、　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（申請番号）をもって申請のありました令和 年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとする。

2． 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 　　　　　　　　 円

（内訳）

補助対象経費（保険料）　　　　　　円　×　補助率（２／３）＝　　　　　　円

3． 補助事業者は、以下に掲げる条件に従って補助事業等を実施しなければならない。

(1) 補助事業者は、法令、交付規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

(2) 補助事業者は、交付規程第１０条の規定に基づき、申請の取下げをしようとするときは、あらかじめＧＩＯに事前に報告すること。

(3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、保険契約をする場合は、交付規程第１１条の規定に従うこと。

(4) 補助事業者は、交付規程第１２条第１項に該当するときは、あらかじめＧＩＯの承認を受けること。

(5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規程第１５条の規定に基づき、速やかにGIOに報告し、その指示を受けること。

(6) 補助事業者は、GIOが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、GIOの指示に従うこと。

(7) 補助事業者は、GIOが交付規程第１８条第２項の規定による補助金の返還を請求したときは、GIOが指定する期日までに返還すること。当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第１８条第５項の規定に基づく延滞金を納付すること。

(8) 補助事業者は、GIOが交付規程第２０条第１項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。

(9) 補助事業者は、GIOが交付規程第２０条第４項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、GIOが指定する期日までに返還するとともに、交付規程第２０条第５項の規定に基づく加算金を併せて納付すること。当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第２０条第６項の規定において準用する交付規程第１８条第５項に基づく延滞金を納付すること。

(10)補助事業者は、GIOが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。

(11)補助事業者は、補助事業終了後、GIOの指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。

(12)別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

4． 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

(1) 適正化法第１７条第２項の規定による交付決定の取消し。

(2) 適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則。

(3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

(4) 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

(5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

5． その他補助金の交付に関し、GIOが別に定める補助金の交付に関する必要な事項を遵守すること。

（別紙）

暴力団排除に関する誓約事項

　当社（団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

様式第３

番　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和 年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金

交付申請取下げ届出書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付規程第１０条の規定に基づき、交付申請の取下げを届出ます。

記

1．補助事業の名称

2．交付の申請の取下げ理由

3．取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

(1) 補助対象経費 円

(2) 補助金の額 円

様式第４

番　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和　年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金

補助事業計画変更承認申請書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付規程第１２条第１項の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

記

1．補助事業の名称

2．変更の内容

3．変更が必要な理由

4．変更後の補助対象経費及び補助金の額

(1) 補助対象経費 円

(2) 補助金の額 円

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

様式第５

番　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　殿

事業承継者　住　　　所

　　　　　　名　　　称

　　　　　　代表者等名

令和　年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金

補助事業承継承認申請書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付規程第１４条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1．旧補助事業者名

2．補助事業の地位の承継理由

3．補助事業の名称

4．補助事業の内容

5．交付決定通知の日付及び番号

6．交付決定通知書に記載された補助金の額

7．既に交付を受けている補助金の額

様式第６

番　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和　年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金

補助事業事故報告書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付規程第１５条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1．補助事業の名称

2．事故の原因及び内容

3．事故に係る金額 円

4．事故に対して採った措置

5．事故が補助事業に及ぼす影響

6．補助事業の遂行及び完了の予定

様式第７

番　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和　年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金

補助事業実施状況報告書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付規程第１６条の規定に基づき、補助事業の実施の状況について下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況の概要
3. 補助事業に要する経費の使用状況  
   支払った保険料の額　　　　　　　　　　　　円

様式第８

番　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和　年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金

補助事業実績報告書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付規程第１７条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1．実施した補助事業

(1) 補助事業の名称

(2) 補助事業の内容

(3) 補助事業の効果

2．補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3．補助金受領額及び受領年月日

4．補助事業の収支決算

　保険料の支払額　　　　　　　　　　　　　円

様式第９

番　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和　年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金

返還報告書（確定に係るもの）

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付規程第１８条第１項の規定に基づき、補助金の額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、同交付規程第１８条第４項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1．補助事業の名称

2．補助金確定通知額及び年月日

3．既に交付を受けている補助金の額 金 円

4．返還を請求された金額及び年月日

5．返還すべき金額及び年月日

6．返還した金額及び年月日

(1) 返還金 金 円

(2) 延滞金 金 円

7．延滞金の算出根拠

8．未返還金額

(1) 返還金 金 円

(2) 延滞金 金 円

様式第１０

番　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和　年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金

精算払請求書

　　　　年　　月　　日付け第　　　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付規程第１９条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1．補助事業の名称

2．精算払請求金額（算用数字を使用すること。） 金 　　　　 円

3．振込先

　　　　銀行　　　　支店　　預金の種別　　口座番号　　口座名義

様式第１１

番　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　殿

申請者　住　　　所

　　　　名　　　称

　　　　代表者等名

令和　年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金

返還報告書（取消しに係るもの）

　　　　年　　月　　日付け第　　号（交付決定番号）をもって交付決定があった上記補助金について、再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付規程第２０条第６項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1．補助事業の名称

2．既に交付を受けている補助金の額 金 円

3．返還を請求された金額及び年月日

4．返還した金額及び年月日

(1) 返還金 金 円

(2) 加算金 金 円

(3) 延滞金 金 円

5．加算金及び延滞金の算出根拠

6．未返還金額

(1) 返還金 金 円

(2) 加算金 金 円

(3) 延滞金 金 円

添付１

　　　　 年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構

理事長　殿

申請者 住　　　所

名　　　称

代表者等名

令和５年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金交付申請に係る確認書

令和５年度再エネ調達市場価格変動保険加入支援事業費補助金の交付を申請するにあたり、下記１．から４．に記載する事項について確認いたしました。

記

１．補助対象となる保険・調達電力の確認**【該当するものにチェック】**

損害保険ジャパン株式会社　猛暑・厳冬期　電力調達費用安定化保険

　　　　・補償される調達電力（ FIT特定卸供給　 FIT小売買取　□卸電力市場）

　　　　・保険料払込方法（ 一括払　 月払）

東京海上日動火災保険株式会社　電力卸売価格変動保険

　　　　・補償される調達電力（ FIT特定卸供給　 FIT小売買取　□卸電力市場）

　　　　・保険料払込方法（ 一括払　 月払）

三井住友海上火災保険株式会社　自治体新電力サポート保険(天候保険)

　　　　・補償される調達電力（ FIT特定卸供給　 FIT小売買取　□卸電力市場）

　　　　・保険料払込方法（ 一括払　 月払）

※確認資料として、ＦＩＴ特定卸供給又はＦＩＴ小売買取による調達電力のみを保険対象とする場合は、電気の調達及びその保険料、ＦＩＴ特定卸供給又はＦＩＴ小売買取による調達電力と卸電力市場からの調達電力を保険対象とする場合は、それぞれの電気の予定調達量及びその保険料が記載された保険証券（写）又は付保を証明する書類等を添付してください。

２．補助対象者に関する要件の確認

当社（団体である場合は当団体）は、次の①から⑤のいずれかに該当する小売電気事業者であり、かつ、みなし大企業（※１）ではありません。

1. 中小企業基本法第２条に規定する中小企業者（※２）であるもの
2. 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が中小企業基本法第２条に規定する中小企業者（※２）であるもの
3. 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が中小企業基本法第２条に規定する中小企業者（※２）であるもの
4. 一般社団法人又は一般財団法人であって、本事業の実施主体として適当と認められるもの
5. 公益財団法人又は公益社団法人であって、本事業の実施主体として適当と認められるもの

**【確認事項（□にチェック及び記入）】**

補助対象者に関する要件を満たしている。

①から⑤のうち該当するもの

①に該当する場合

・常時使用する従業員の数　　　　　　　　　　　人

・資本金の額又は出資の総額　　　　　　　　　万円

・主たる業種

みなし大企業（※１）に該当しないことに相違ない。

出資者と出資比率を記載してください。（株主名簿の提出で代替することも可）

|  |  |
| --- | --- |
| 出資者の名称 | 出資比率 |
|  | ％ |
|  | ％ |
|  | ％ |
|  | ％ |
|  | ％ |

※これらの事項の該当の有無の確認のため、会社事業概況書や法人税申告書等の提出を求めることがあります。

次の①から④のいずれかに該当する。

1. 地域公共団体による出資
2. 地域公共団体との出向・人材交流（自治体職員・首長の要職への兼務）
3. 条例に基づく事業の実施
4. 地方公共団体との共同事業の実施を事業計画に明記している

　　上記①から④のうち該当するもの

**※確認資料として、事業計画書・HP等の写しを添付してください。**

３．情報の取り扱い

**情報の取扱いについての同意確認**

一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「GIO」といいます。）は、ご記入いただいた情報を、再エネ調達市場価格変動保険加入支援補助事業の実施・運営のために利用するほか下記①、②について、その他業務上必要とする範囲で情報取得・利用・提供を行います。

①GIOが、上記事業の運営のために、保険会社等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

②GIOが、上記事業の運営のために、資源エネルギー庁に情報提供を行うことがあること。

同意する　　　　 同意しない（本事業の対象とはなりません）

４．留意事項

本補助金は、補助対象者に関する要件を満たす者のみが利用できるものであり、上記２．に記載した内容が事実と相違していた場合は、支払われた補助金の返還を求めることがあります。

※１「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者とします。

①発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者

⑤①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

なお、ここでいう大企業とは、中小企業基本法第２条に規定する中小企業者（※２）以外の者を指します。

※２ 中小企業基本法第２条で定める中小企業要件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種 | 中小企業者　（いずれかを満たす） | |
| 資本金の額　　　　　又は出資の総額 | 常時使用する  従業員の数 |
| 1. 製造業、建設業、運輸業、　　　　　　　　その他の業種（下記②～④を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |
| 1. 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 1. サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 1. 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |

以上

添付２

　　　　 年 月 日

申請者に関する情報

＜申請事業者情報＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 法人の名称 |  |
| ② | 法人の名称（カナ） |  |
| ③ | 法人番号 |  |
| ④ | 代表者氏名 |  |
| ⑤ | 所在地 |  |
| ⑥ | 代表電話番号 |  |

＜申請担当者情報＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ⑦ | 氏名 |  |
| ⑧ | 氏名（カナ） |  |
| ⑨ | 部署・役職 |  |
| ⑩ | 所在地 |  |
| ⑪ | 電話番号 |  |
| ⑫ | メールアドレス |  |